

○旧日銀松江匠工房設置及び管理に関する条例（案）

平成17年3月31日  
松江市条例第275号

（設置）

第1条 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づき、一般消費者の生活の用に供される工業製品の製造又は加工、役務をその媒体である物の提供を通じて提供する事業を目的とし、もって市民生活の利便の増進に寄与するため、工房を設置する。

（名称及び位置）

第2条 工房の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧日銀松江匠工房	松江市殿町43番地

（指定管理者による管理）

第3条 旧日銀松江匠工房（以下「匠工房」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 匠工房の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- （2） 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及び還付に関する業務
- （3） 施設等の維持管理に関する業務
- （4） 匠工房を利用した各種の催しの企画及び実施に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が匠工房の管理運営上必要と認める業務

（休館日及び開館時間）

第5条 匠工房は、年中利用に供するものとする。

2 開館時間は、午前9時30分から午後6時30分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更し、又は休館日を指定することができる。

（行為の禁止）

第6条 匠工房において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 施設及び備品を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 無断ではり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （3） ゴミその他汚物を捨てること。
- （4） 自転車その他の物品を放置すること。
- （5） 他人に迷惑を与えること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が匠工房の管理上支障があると認めて禁止する行為をすること。

（利用の許可）

第7条 匠工房を占用して利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用が匠工房の用途又は目的を妨げないと認めるときは、同項の許可を与えることができる。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- （3） 建物又は附属施設を破損し、滅失し、又は著しく汚損するおそれがあると認められるとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、匠工房の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- （1） 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2） 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- （3） 前条各号のいずれかに該当する理由が判明し、又は生じたとき。
- （4） 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し、利用許可の条件の変更又は利用の停止により利用者に損

害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、これに対して賠償の責任を負わない。

(利用料金)

第10条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体は、利用後に納入することができる。

3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

5 利用料金は、別表に掲げる基準額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

6 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者がその責任に帰することができない理由により利用することができなくなったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、若しくは利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の承認)

第13条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用を終わったとき、又は利用を停止されたとき、若しくは利用を取り消されたときは、直ちに設備その他を原状に回復して返還しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(入館者の遵守事項等)

第15条 匠工房の入館者(以下「入館者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 危険物又は動物(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(4) 許可なく物品等の販売又は展示、ビラ等の配付その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、匠工房の管理上必要な指示に従うこと。

(損害賠償)

第16条 入館者又は利用者は、故意又は過失により施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第17条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第3条及び第4条の規定にかかわらず、匠工房の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長が匠工房の管理を行う場合にあっては、第5条第3項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは、」と、第6条第6号、第7条、第8条、第9条第1項、第10条第1項から第3項まで及び第6項、第13条並びに第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条の見出し、同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、第11条(見出しを含む。)並びに別表備考中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条第5項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の旧日銀松江匠工房設置及び管理に関する条例（平成11年松江市条例第37号）の規定によりなされた使用の許可、特別設備等の承認、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年7月12日松江市条例第405号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の旧日銀松江匠工房設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可、特別設備等の承認、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月6日松江市条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年 月 日松江市条例第 号）

- この条例は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

区分	単位	基準額
建物1階	利用する面積1平方メートルにつき1月	2,520円
建物2階	利用する面積1平方メートルにつき1月	1,760円
	利用する面積1平方メートルにつき1時間	7円
建物3階	利用する面積1平方メートルにつき1月	1,260円
	利用する面積1平方メートルにつき1時間	5円
建物地階	利用する面積1平方メートルにつき1月	1,760円
	利用する面積1平方メートルにつき1時間	7円
テラスガーデンエントランス	利用する面積1平方メートルにつき1月	560円
	利用する面積1平方メートルにつき1時間	2円

備考

- 1 利用料金の額の基礎となる必要面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。
- 2 月額をもって定める基準額で利用の期間が1月未満のもの又は1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 1時間未満のものは、これを1時間として計算する。
- 4 利用料金の額は、算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。